令和4年度看護職員再就業支援事業

1 事業概要

看護需要の増大を踏まえ、東京都ナースプラザにおける情報発信や多様なニーズに対応した職業紹介の取組を強化するとともに、看護職員の再就業・定着に向けた奨励金の支給等を実施することにより、都内の看護職員の確保を図る。

2 事業内容

30~40歳代の中堅層を中心とした多様な就業機会を確保するほか、定年退職前後の世代を中心とした再就業・定着の促進を図る。

(1) 東京都ナースプラザの情報発信等の強化

- ・ 就職時からのeナースセンターへの登録の促進、eナースセンター登録者の実態把握
- ・ 多様な働き方に対応した求人情報の収集、就業相談の実施
- ・ 有事の際の就業あっせんに備え、支援リスト登録の呼びかけ
- ・ 東京都ナースプラザで実施中の事業(研修・ナースバンク事業等)の普及啓発・活用促進

(2) 就業・定着奨励金の支給

東京都ナースプラザが実施する所定の研修を受講し、医療機関や介護施設等に再就業し一定期間従事した者に対し、奨励金を支給

- <支給額> ①就業した場合(就業後6か月)⇒5万円 ②2年間従事したとき⇒15万円
- <支給要件>・東京都ナースプラザが実施する「プラチナナースセミナー」「復職支援研修(病院体験コース、施設体験コース、学校に戻って体験コース*)」「再就業支援研修」の受講
 - ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること等

*学校に戻って体験コースは各都立看護専門学校で実施

事業期間:令和6年度まで (奨励金の交付は令和9年度まで)



①所定の研修受講

③奨励金を支給



②医療機関や介護 施設等に就業し、 一定期間従事



東京都ナースプラザ